【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			中小企業者等の法人税率の特例の延長等
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義（国税 25）、法人住民税：義（自動連動）（地方税 21）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年800万円以下の巣余得金額の部分については税率を 15%に軽減する。
				《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
				《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
5	担当部局			経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：　令和 5 年度から令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯			平成 21 年度改正　創設（本則 22%・租特 18%） 平成 23 年度改正　拡充（本則 22%→19%、租特 18%→15%） 平成 27 年度改正　延長（租特 19%→15%） 平成 29 年度改正　延長（租特 19%→15%） 令和元年度改正　延長（租特 19%→15%） 令和 3 年度改正　延長（租特 19%→15%） 令和 5 年度改正　延長（租特 19%→15%） 令和 7 年度改正　延長（租特 19%→15%） （単年所得 10 億円超の中小法人については、19%→17%に引き下げ）
8	適用又は延長期間			2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。
				《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。

		②	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げにより、中小企業の法人税負担を軽減することにより、手元資金の確保やキャッシュフローの改善を通じて、中小企業の経営基盤の維持・強化を図り、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 また、本税制の直接的効果として得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。 測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。具体的には、中小企業等の売上高(2.6 億/社)や中小企業等の資金繰り DI(-23.7%)・中小企業等の業況判断 DI(-32.6%)が本措置導入以前と比較して同程度の水準まで回復することである。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 人手不足、物価高・資源高等の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積している。本措置により法人税負担を軽減することで、中小企業の手元資金の確保やキャッシュフローの改善、財務基盤の安定化が図られる。これにより、中小企業が設備投資や人材投資、事業承継等の経営課題への対応を継続的に実施することが可能となり、経営基盤の強化につながる。 さらに、経営基盤の強化を通じて、中小企業の生産性向上や付加価値創出力の向上が促進され、競争力及び成長力が高まることで、地域における雇用の維持・拡大や地域経済の活性化に寄与し、我が国経済の持続的な成長に貢献する。
10	有効性等	①	適用数	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 実績 ・令和 5 年度　: 1,080,279 件 ・令和 6 年度　: 1,110,966 件 ・令和 7 年度　: 1,095,623 件 (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 5 年度及び令和 6 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 5 年度及び令和 6 年度の平均値とすると以下のとおり。

				・令和 8 年度:1,095,623 件 ・令和 9 年度:1,095,623 件 ・令和 10 年度:1,095,623 件
				【算定根拠】 上記記載の通り。
		②	適用額	・令和 5 年度:45,281 億円 ・令和 6 年度:47,129 億円 ・令和 7 年度:46,205 億円 (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないめ令和 5 年度及び令和 6 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 5 年度及び令和 6 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 8 年度:46,205 億円 ・令和 9 年度:46,205 億円 ・令和 10 年度:46,205 億円
				【算定根拠】 上記記載の通り。
		③	減収額	法人税 ・令和 5 年度(19%→15%):1,811 億円 ・令和 6 年度(19%→15%):1,885 億円 ・令和 7 年度(19%→15%):1,848 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないめ令和 5 年度及び令和 6 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 5 年度及び令和 6 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 8 年度(19%→15%):1,848 億円 ・令和 9 年度(19%→15%):1,848 億円 ・令和 10 年度(19%→15%):1,848 億円 法人住民税 ・令和 5 年度(19%→15%):126 億円 ・令和 6 年度(19%→15%):131 億円 ・令和 7 年度(19%→15%):129 億円 ※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率(7.0%)を乗じて算出 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が

			見込まれるため、令和 5 年度及び令和 6 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 8 年度：129 億円 ・令和 9 年度：129 億円 ・令和 10 年度：129 億円
			【算定根拠】 上記記載の通り。
		④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうかという達成目標について、業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較して同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況は未だ達成できていないため、引き続き本制度が必要。 なお、当該指標を用いて売上高を推計※してみると、 令和 8 年度：248.2 百万円 令和 9 年度：252.2 百万円 令和 10 年度：256.2 百万円　となり、令和 12 年度には、264.3 百万円となり、本措置適用前の水準まで回復すると想定している。 ※推計方法 売上高の将来見込みについては、2019 年度から 2024 年度までの実績値を基に推計した。具体的には、2024 年度実績値（240.5744 百万円）を基準として、2019 年度から 2024 年度までの各年度の前年比伸び率の単純平均である 1.58%を毎年度の伸び率として用いることにより推計した。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ①　売上高の推移 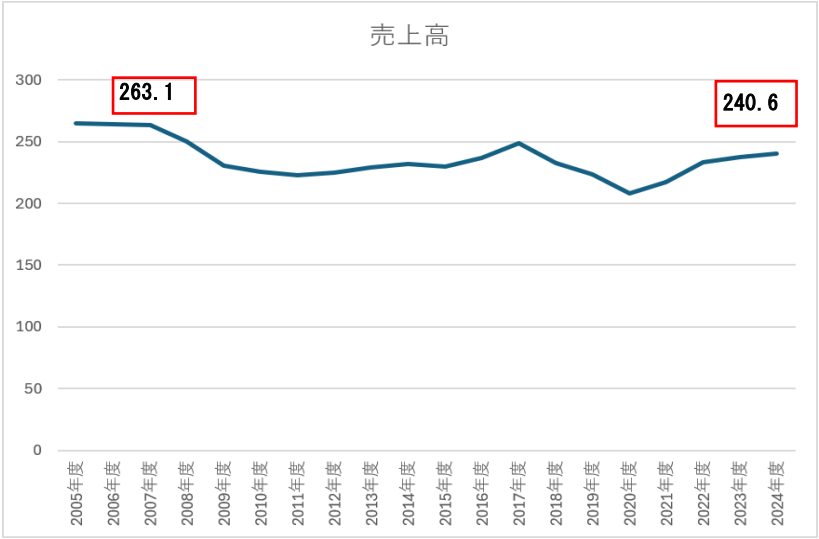 （出所）財務省「法人企業統計調査年報」より作成 ※　資本金1億円未満の企業を対象 資料：令和9年度税制改正に向けた点検結果

② 資金繰り DI の推移

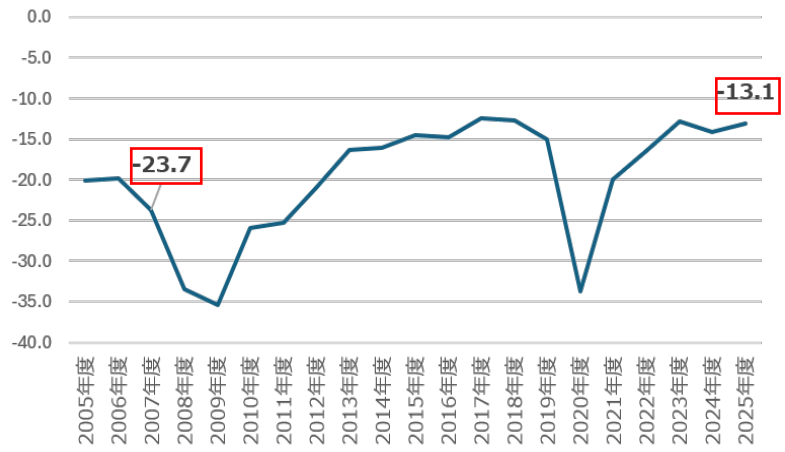

資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
（注）景況調査の業況判断DIは、前年同期と比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合（%）から、「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

資料：令和９年度税制改正に向けた点検結果

③ 業況判断 DI

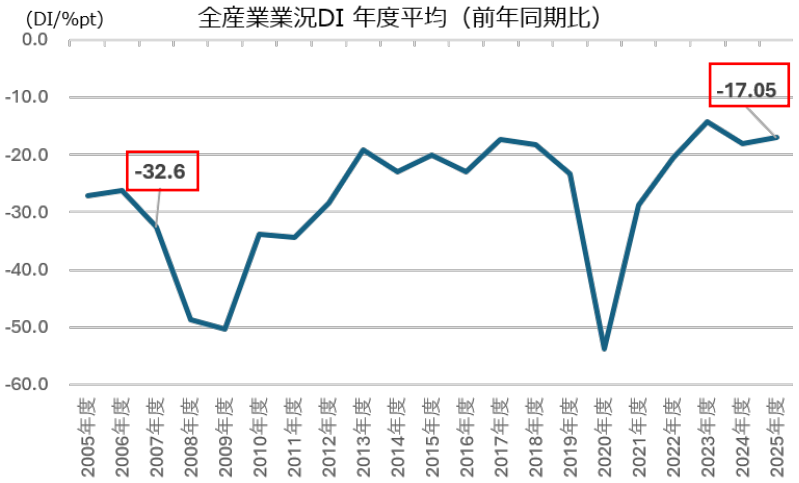

（出所）（②・③）中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」より作成
※ 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく中小企業者を対象に、各年度の4四半期（4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期）の全産業DI値を単純平均して算出。

資料：令和９年度税制改正に向けた点検結果

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段として適格であると言える。その理由の一因としては、赤字法

				人であっても、恒常的な赤字企業のみならず、設備投資や事業再構築等の成長に向けた先行投資により一時的に赤字となっている企業も含まれており、こうした企業にとっては、将来的な黒字化後の税負担軽減が経営判断における一つの後押しとなることが期待される。 なお、本措置利用企業者への調査においては、税負担軽減により、資金繰りの改善や経営の安定化につながったとの回答が確認されている。また、確保された資金について設備投資や人材投資、運転資金等に充当しているとの回答も確認されており、本措置は資金繰りの改善を通じて業況や売上高の維持・向上に寄与しているものと考えられる。 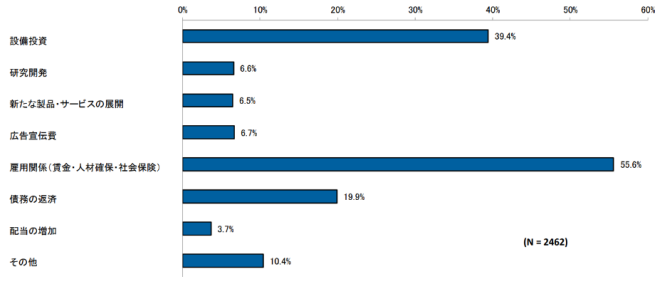 （参考）_令和 6 年度　中小企業庁アンケート項目より抜粋 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 令和6年度中小企業実態調査事業　中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究報告書 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000098.pdf
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例は、令和 6 年度適用件数として、1,110,966 件活用されている税制であり、多くの中小企業者等にとって重要な税制であると言える。
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置により中小企業の税負担を軽減し、キャッシュフローの改善及び自己資本の充実を通じた経営基盤の強化に寄与すると考える。 特に、物価高や人手不足等に直面する中小企業に対し、賃上げや設備投資等の原資確保を後押しする効果が期待される。 これにより、我が国雇用の大宗を担う中小企業等の持続的な成長と地域経済の活性化に資することから、一定の税収減は政策目的の実現のために是認されるものと解する。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段として的確であると言える。また、赤字法人であっても、恒常的な赤字企業のみならず、設備投資や事業再構築等の成長に向けた

				先行投資により一時的に赤字となっている企業も含まれており、こうした企業にとっては、将来的な黒字化後の税負担軽減が経営判断における一つの後押しとなることが期待される。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と類似の支援措置は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 6 年 8 月（R6　経産 04）